

違法伐採に対する取組

～違法伐採を止めるためには、国際社会をはじめ、政府、企業、NGOなどの幅広い取組が必要です～

国際社会の取組

国際社会でも、違法伐採問題を持続可能な社会実現の大きな阻害要因として認識し、様々な取組を始めています。

1998年のG8外相会合及び首脳会合では、世界の森林に関する行動計画である「G8森林行動プログラム」が合意され、2002年には違法伐採対策を含む最終報告書が取りまとめられました。2005年のグレンイーグルズ・サミットでは、G8各国が最も効率的に貢献できる分野において行動することにより、違法伐採対策を推進することが合意されています。

この他、違法伐採と関連する貿易の汚職や犯罪に対し、森林関連法規を効果的に施行していくための地域プロセスである森林法の施行及びガバナンス(FLEG)プロセスが、東アジア地域、アフリカ地域、欧州・北アジア地域においてそれぞれ開始されています。

日本政府の取組

日本政府は、2000年の九州・沖縄サミット以来、違法伐採問題に取り組むことの重要性を主張してきました。2003年に日本とインドネシアとの間で違法伐採対策のための協力に関する共同発表・アクションプランの策定を行ったほか、アジア森林パートナーシップ(AFP)や国際熱帯木材機関を通じた取組を推進してきました。

日本政府は2005年7月に英国で開催されたグレンイーグルズ・サミットにおいて、グリーン購入法¹⁾を用いた政府調達などにより、違法伐採対策に取り組むことを表明しました。

¹⁾ グリーン購入法とは、国等が率先して環境に優しい物品を調達するための法律です。この基本方針に、合法性が確保された木材を使用することを盛り込みました。具体的な証明方法については、林野庁で作成したガイドラインを基にして行うこととしています。

政府調達の割合は国内木材需要全体の5%未満ですが、政府が自ら取り組むことで、同様の取組が地方公共団体や民間に拡がることが期待されます。

民間企業の取組

企業の社会的責任(CSR)が問われる、環境配慮の取り組みが重要になっています。以下に、具体的な企業の取組について紹介します。

グリーン調達の推進

海外の企業では、早くから自社の調達方針を策定し、積極的に木材のグリーン調達に取り組んでいます。英国ホームセンター大手B社では、自社で取り扱う木材製品のすべてをFSC認証材にすることを自社の調達方針に盛り込み、現在FSC以外の認証も含め約95%が認証材になっています。木材商社T社では、自ら評価指標を開発して供給先をグレード評価し、取引先の取捨選択の判断材料にしています。また各種森林認証制度に対する独自評価も行っています。

海外企業の中には、取り扱い製品のトレーサビリティ(追跡可能性)や合法性／持続可能性といった信頼性の確保に、CSR経営の一環として取り組んでいるところがあります。



DIY大手B社店内の展示品には「適切に管理された森林からの木材しか売りません」との表示がある
(C) FoE Japan

グリーン調達や環境配慮紙の導入

日本国内でも、紙のグリーン調達に取り組んでいます。製紙会社では森林認証を取得した木質原料や植林木を積極的に利用することなどを自社環境憲章に記載し、出所不明な原料使用の削減に努めています。いくつかの複写機メーカーは、保護価値の高い森林からの原料でないもの、合法なもの、森林認証を受けたもの、植林木原料など、各社それぞれ原料調達に基準を設け、期限を決めて改善しています。

また多くの企業で、自社の環境報告書などに、国産間伐材配合の間伐紙やFSC認証紙など、環境配慮紙の導入をはじめました。地方自治体でも、地域の間伐材を利用した環境報告書を製作した例があります。やや茶色のかかった間伐紙は木の風合いを感じさせます。間伐は混みすぎた木を間引くために伐採することをいい、間伐材を利用することにより、健全な森林を育成することができます。



FSC認証紙や間伐紙が導入された各社の環境報告書
(C) FoE Japan

森林認証材の利用促進

森林認証²⁾は持続可能な森林経営がなされた森林から産出された木材であることを証明するしくみです。

²⁾ 世界的に展開されているFSC(森林管理協議会)やPEFC(Programme for the Endorsement of Forest Certificaton Schemes)をはじめ、各地に制度が定着しつつあります。日本にも2003年にSGEC(「緑の循環」認証会議)が発足しました。

認証機関の認めた第三者機関が、生産現場の森林管理状況(FM認証)と、産出した材の分別管理状況(CoC認証)とを認証制度が定めた基準と指標により審査します。認証取得者は、その証明として認証マークを製品に付けることができます。少しづつですが、木材市場で各種森林認証マークの付いた紙や木材製品が見られるようになってきています³⁾。

³⁾ 一般消費者の方々の手元まで届く住宅、家具など、最終的な木材製品に認証マークを付けるには、生産現場の森林から、製材、プレカット、木工所など、流通経路に関わるすべての関係者が認証を取得しなければならない点に注意が必要です。



国内初「SGEC認証の家」の柱
(C) 菊池建設(株)

【コラム】 国内木材業界の違法伐採対策

(社)全国木材組合連合会では、2002年「森林の違法伐採に関する声明」で独自の見解と木材生産国が取り組む違法伐採対策への積極的協力を表明しました。

また国内の環境NGOもこれに呼応し、2004年に「森林生態系に配慮した紙調達に関するNGO共同宣言」を発表するなど、幅広い取り組みが見られるようになってきました。

木材表示協議会のロゴ
同協議会は木材製品に関する情報を正しく伝えるため2005年に設立され、自主的に樹種名、原産地などの表示に取り組んでいます

